

## 令和6年度葛飾区行政評価委員会 議事要旨

会議名	葛飾区行政評価委員会 第2回第一分科会
開催日時	令和6年7月17日（水）午後1時から3時まで
開催場所	葛飾区役所新館5階 庁議室
出席者	【委員8人】 （出席）大石会長、鈴木委員、折登委員、唯根委員、千田委員、中山委員、前田委員、皆川委員 （欠席）なし 【区側12人】 事務局（政策経営部長、経営改革担当課長、事務局職員5人） 産業経済課（産業経済課長、経営支援係長） 建築課（建築安全係長、建築安全係職員2人）

### 会議概要

#### 1 開会

（事務局より資料の確認）

#### 2 事務事業の概要説明、ヒアリング

（産業経済課から「事業承継支援事業」の追加資料について説明をした後、質疑応答、議論）

A 委員：事業承継は現実的に難しい。

大石会長：この事業はどの方向に向かえばよいのか、本当に区民のためになるのか。

B 委員：中小企業庁の資料で、中小企業・小規模事業者の経営者 245 万人のうち、半数の承継が決まっていないとある。

中小企業は全国において約 90%を占めており、その半数の承継が決まっていなければ、廃業した場合、日本の活力が失われることが目に見えている。大事な事業であるが、その反面、商売は競争なので、淘汰されるのも資本主義の摂理であり、葛藤している。

C 委員：葛飾区中小企業融資あっせん制度のご案内の3ページにある、あっせん制度一覧に限度額や利率、最大返済期限 72 か月などあるが、72 か月間一定金利を補填するということか。

産業経済課長：そのとおり。

C 委員：新製品の開発融資に対し、10 年間も区が利子の負担してくれるならとても良いが、これは周知されているのか。

- 産業経済課長：区公式ホームページに掲載し、取扱金融機関や公共施設にも配布している。毎年作り直している。
- C 委員：取扱金融機関に相談に行くと、葛飾区のあっせん制度をお知らせしてくれるということか。
- 産業経済課長：葛飾区中小企業融資あっせん制度のご案内パンフレットの在庫が切れた場合には、追加でお渡しするし、区公式ホームページでも確認できる。
- C 委員：将来起業したいという学生は少なくなく、自分で会社をやりたいというニーズはある。
- 新卒で起業したい人に対し、中小企業でインターンシップや経営に関するイベントを行い、起業したいという気持ちと実際に承継してほしいという思いをマッチング出来たら良いと思う。
- 大石会長：違うところでこのような事務事業は行っていないのか。
- 産業経済課長：創業支援事業としてやっているが、大学生向けには行っていない。
- 大石会長：起業セミナーは区で実施しているのか。
- 産業経済課長：起業する方向けのセミナーとして、創業塾というものを行っている。5日間コースである。
- C 委員：後継者がおらず困っている人が、起業したい方向けのセミナーに行き、しばらく一緒にやりながら、伴走できるようなスタイルで実施できたら良いのではないかと思う。
- 経営塾のチラシでは、後継予定者とか経営幹部になると記載されており、それを見ても学生は行かないので、創業と事業承継をつなぐような何かがあればと良いと思う。
- D 委員：後継者不足や廃業予定の企業が多く、起業したい人とマッチングし、勉強しながら、お互いにうまくいくなら承継するという形が良い。
- 区の説明だと、単に次の人たちが勉強するという感じがする。
- 大石会長：提案として、お二人の意見のように、事業承継と創業塾を合同するやり方はないのかという答申もある。
- 今、事業承継を議論しているが、我々はこの事業に捉われず、この事業を円滑に進めていくためには、そういう考え方が大切であり、事業承継と頭から決めつけなくていい。
- E 委員：起業と承継を結びつけることは良い。
- 若い人向けに実施するなら、マッチングアプリなどできるのではないか。
- 産業経済課長：現在区では実施していない。
- E 委員：様々な企画をされているが、私だったらパソコンとかインターネット

トで探す。もし自分が起業するなら身近にあるほうが良い。

B 委員：現実問題として、若い人の労働力は不足していない。ただ、大手企業から零細企業までの採用を考えると、今言ったことが全部否定するようなことが起こっている。

大企業でも、入社後1年以内で辞める人が3割おり、辞める理由が「様々なキャリアを積みたい」というものである。

事業を承継するとき、人を育てるのは時間がかかる。きちんとやるという意味を持たないとできないことから、経営者の数字にも表れている。

今の時代の流れを考慮しつつ、このような事実が起こっていることも頭に入れないといけない。

大石会長：予算が小さくなっているので、力も小さくなっている。

融資のパンフレットは毎年作っているというが、印刷製本の予算が付いていない。

産業経済課長：違う経費で作成している。

大石会長：いくつかの事務事業が一緒になっているのか。

経営支援係長：葛飾区中小企業融資あっせん制度のご案内パンフレットについて、様々な融資制度があり、事業承継はそのうちの1つであることから、中小企業融資という事業の経費の印刷製本費で作っている。

C 委員：つまり他の予算で出してもらっているということか。

もっと予算がついている経費に一部事業承継の経費を載せてもらっているという認識でよろしいか。

産業経済課長：そのとおり。

C 委員：令和3年度に作ったセミナーのチラシというのは、前にももらったQRコードのチラシと同じなのか。別か。

経営支援係長：過去にはセミナーごとに作っていた。

C 委員：セミナーのチラシの印刷製本費について、令和4年度と5年度は0円なのだが、どうしたのか。

経営支援係長：令和5年度はセミナー自体がなかったなので、チラシを刷らなかった。令和4年度は金融機関が実施したので、そちらで作ってもらった。

C 委員：実施母体で作ってもらったということで予算を上げなかったということと理解した。

大石会長：葛飾区中小企業融資あっせん制度のご案内5ページの⑤起業家支援、⑥創業支援、⑦インボイス等対策資金とあるが、これは事務事業ではないのか。

産業経済課長：事務事業という括りではなく、融資の一つである。

C 委員：7ページの⑪事業承継支援、⑫事業承継特別保証借換だけということである。

F 委員：1,121,734円は、事業承継支援と事業承継特別保証借換の金額か。

産業経済課長：そのとおり。

F 委員：今回はこの部分の話を行政評価委員会で評価していく。これ以外にもコロナ融資があったが、コロナが落ち着いたので融資としては国も都も区もなくなった。

大石会長：問題は1,121,734円が本当にこれだけの事業で委託をする必要があるのか。分散しているから、本質が見えず、実績がほとんど上がっていない。

本当にこの事業が必要なら、委託料を払う人たちと同じ事務事業を作り、そこで明白に委託の事業内容が見えるようにしていかないといけない。これでは、委託の内容が見えない。

C 委員：評価表の予算決算の状況に記載されている令和3年度の負担金915,416円、令和4年度の負担金1,109,408円、令和5年度の負担金1,121,734円の信用保証料・利子補助は、活動指標の実績にある「融資あっせん件数」の4件と1件で割っているという認識でよいか。

令和3年度は0件だが、令和4年度は4件があっせんを受け、借りた金額で当然利子は違ってくるので、その利子の負担額がそのまま出ると4件分と次の年の1件分と積み重なって出てくる認識でよいか。

大石会長：そもそも、融資あっせんとは何か。

産業経済課長：融資を受けたい事業者が来て、区が融資をあっせんする。それを金融機関に持っていき、金融機関が貸せると判断したら、信用保証協会に話が行って実行となり、お金が借りられるようになる。

大石会長：事業承継するために融資が必要なら理解できるが、今の話は普通の借入れの話ではないか。

B 委員：それは中小企業診断士が面談して、押印して、事業承継の書類が整って、10年計画でやるということか。

経営支援係長：そのとおり。事業承継の計画を立てていただき、経営相談の事業の中で中小企業診断士と一緒に判断し、認定された暁に、区があっせんするという順番である。その事業承継の計画に実現性があることを金融機関や信用保証協会にも認められ、融資が実行されていくこととなり、事業承継が整ったとこちらは認識する。

大石会長：評価表の実績情報の令和5年度事業承継1件と融資あっせん件数1

件は同じものなのか。

経営支援係長：令和5年度は区のある件数が1件あり、そのあっせんが融資実行につながり1件となった。

令和4年度は区のある件数が4件あり、融資実行につながったのは、そのうち2件であり、事業承継につながったのは2件ということになる。

C 委員：評価表の融資のあっせんと承継はセットなのか。融資のあっせん件数と実際に承継した数は必ずしも一致しないということか。

経営支援係長：理屈としてはありうるが、融資実行以外の普段の経営相談で事業承継につながったことがないため、実行と実績はイコールになっている。

大石会長：企業が上り調子なら、お金を借りなくても引き継げるという理想の形ではある。

A 委員：事業承継支援について、中小企業の承継者がいない、自分の代で廃業する、将来性がないとなると、なくなっていく事業である。

承継者がいるのか、事業承継をさせてうまくいくように指導するのが区の本래の姿である。

しかし、事業承継で悩んでいる人のほとんどは、やっている事業が厳しいというものである。中小企業の現実、土日がなく、勤務時間が長い、社会保障も少ない、労災もないという現状を考えると継がせたくない。

事業承継支援とは、こういう風にやっさいこうとか、もう辞めたいという人たちに何か方向付けをアドバイスし、考え直すきっかけを与えるなどして続けていければ良い。

お金の問題は承継がうまくいったときの話であり、お金があっても事業承継が無理だろうと考える人は多い。

その辺の食い違いで、区が融資あっせんをしても、相談者が増えないのではないか。

大石会長：中小企業診断士はテクノプラザに常駐しているのか。

産業経済課長：月曜日から金曜日まで常駐し相談業務を行っている。

F 委員：交代制なのか。

産業経済課長：そのとおり。

大石会長：様々な事業が絡んでくるので費用対効果がはっきりしない。

B 委員：中小企業診断士の仕事作りに見える。

実績数が少ないので方向性を考え直したほうが良い。世の中や日本の流れが中小企業の経営者には情報として入ってこない場合がある。

レクチャーするのも一つの方法である。

大石会長：負担金について教えてほしい。

産業経済課長：負担金は、事業承継融資の信用保証料と利子補給の費用である。これは融資を実行された方に対する区の支援である。令和5年度に実行したのは1件。以前から融資をしてきて、返還年度が異なるため、1件だけの金額ではない。

D 委員：何とか事業を続けたい人に対して、お金ではなくアドバイスができるほうが良い。区ができることはそういうことではないか。

C 委員：追加資料4「中小企業の景況」34ページのグラフで、「誰かに引き継ぎたい」14.6%、「後継者次第である」21.2%とあり、潜在的ニーズがある。

事業承継のマッチング事業として、会社をやってみたい人と中小企業との結びつけが一つ。

事業として承継するのか、会社組織として残っていくのかは違うと思う。例えば、和菓子屋を辞めたい事業者と和菓子を出すカフェをやりたい人は、事業の中身を変えることも含め、事業承継として捉えて良いのではないか。

世の中のニーズに合わせて事業の中身を変えた形で承継を相談できればと考える。

大石会長：事業の提言として、起業家の件と含めて提案をしていきたい。

事業承継は需要があるので、事業転換として提案しようと思う。

F 委員：役所の事業として、中小企業診断士の仕事を区が作っているだけである。中小企業診断士の面談を受けたことがあるが、毎日電話かかってくる。中小企業診断士のためにこの事業を続けていくかどうかだと思う。

産業経済課長：件数が少ないのは見直さないといけない。

相談できる雰囲気づくりなど、必要な案内を考えていきたい。

F 委員：誰かに引き継ぎたい人とのマッチングを区が実施してくれればいい。東商でもそれはできない。東商でも事業承継をやっているが、マッチングしたという話は聞かない。

この事業を続けるなら、ただ中小企業診断士へ相談するのではなく、マッチングさせていくほうが評価につながるのではないかと思う。

大石会長：アプローチの方法について課としての考えはないのか。

経営支援係長：後継者を募集している会社に、親族でもなく従業員でもない第三者が後継したという話や、他自治体では金融機関と情報交換を密にして区として補助金を作ったなどという話を耳にしている。

B 委員：他の自治体でやっていたというのは、人の採用活動はコストが比較的高いのでその部分について助成をするというものか。

経営支援係長：事業承継全般に関する助成と聞いている。承継に必要な資金は、事業用資産の譲り受けや、相続、株式の買い取りに関するものが大半だと聞く。人の採用そのものについての助成かはわからない。

(建築課から「民間建築物耐震診断・改修事業」について追加資料及び意見整理表の説明をした後、質疑応答、議論)

B 委員：シェルターの写真付きパンフレットで、イメージが分かった。区公式ホームページにも写真を載せたほうが良い。

建築安全係長：先日もご意見があったので載せる方向で考えたい。

B 委員：予算及び決算状況について、耐震診断 160,000 円は適正なのか、再検討してほしい。

耐震診断後に改修・除去まで進まないとのことだが、耐震診断を有料にして、改修につながったら無料にしたほうがいいのではないか。

建築安全係長：160,000 円が適正かについて、昨年度までは 96,000 円であり、建築士事務所協会と協議した結果、160,000 円となった。他区の診断費用は、161,000 円が平均である。耐震診断のほか図面の作成や登記事項証明書を取りに行く場合があるので、160,000 円は適正と考える。

B 委員：診断内容が窓枠の外装にヒビが入っているなど図面を簡略化したらコストを下げられると思う。他区の平均から 160,000 円だからというのは理由にならない。

C 委員：実際に耐震診断士として活動している人はどれくらいいるのか。耐震診断だけで食べているのか、他の仕事をしながらなのか。

建築安全係長：区から耐震診断を依頼している事務所協会の耐震診断士は 26 名である。

設計事務所所属の一級建築士であり、その他民間の設計をしている。

C 委員：これから耐震診断を増やして、耐震補強に備えていこうとしても、26 人で実施していくということか。発注が増えても対応できるのか。

建築安全係長：まずは葛飾支部に依頼する。地域によって設計事務所の担当エリアが違う。

C 委員：葛飾支部でアレンジしてもらおうということか。

建築安全係長：そのとおり。

大石会長：耐震を見ていくというのは地域で見ていくのか。見ていく判断をす

るのは区なのか。

建築安全係長：希望者が申請を区に出すので、区がとりまとめ、建築士事務所協会に依頼し、各地域を事務所協会が割り振る。

大石会長：その管理はどこが行っているのか。

建築安全係長：区が管理している。

大石会長：区が指示していくのか。登記簿で判断するのか。

建築安全係長：登記簿等で旧耐震基準なのか、新耐震基準なのかを確認する。

旧耐震基準のものは無料で耐震診断できるので、申請を受け、耐震診断していく。

建築安全係主任：建物自体は個人の財産なので、区が診断してくださいとは言っていない。耐震診断があることをまず周知している。

C 委員：区に行って、耐震診断の情報を得て、申請し、事務所協会に依頼し、耐震診断という流れである。

大石会長：最初に行動するのは所有者ということか。所有者は行動しないのではないか。

建築安全係長：所有者は行動しないので、区が周知する。

大石会長：もっとアプローチをしないといけない。能登地震もそうだが、所有者の責任になる。地震が起きてから出す費用は高額であるため、その前に補強できる家は補強するよう区が言わないといけない。ぜひ一度、区に相談に来てくださいとアプローチをしないと無理である。

建築安全係長：毎年、説明会を実施している。耐震のチラシを全戸配付して周知している。

C 委員：耐震診断をしませんかという広告周知をして、興味を持った人が来るということか。

建築安全係長：そのとおり。

D 委員：高齢者のお宅を回っているが、どちらかというと、危ない家は診断を頼まない。高齢だし、直すお金がないから。希望するのは、もう少し若くて心配だという人だと思う。

全部改修するのは難しいけど、自分の命だけは守れるシェルターへシフトしていかないといけない。

B 委員：シェルターやベッドは診断せずに助成したほうがいい。

大石会長：それは要望しましょう。

建築安全係長：耐震シェルターと防災ベッドは耐震診断をせずに助成できる。

B 委員：もっと周知したほうがいい。

C 委員：耐震診断関係のチラシは配っているのか。



F 委員：町会の掲示板にはある。

A 委員：相談件数はよくわかった。

相談に対して、改修したほうがいいと判断し、実際に改修した人の件数が知りたい。

建築安全係長：評価表の右中段にある単位当たりのコストで、単位定義が件数になっており、耐震診断後に改修に進んだ件数である。

令和3年度が322件、令和4年度が282件、令和5年度が234件となっている。

A 委員：少ない。改修が必要となっても実施しない人もいるのか。

建築安全係長：耐震診断を実施し、構造評点1.0未満の家屋は耐震性がないので、引いた分だけ耐震改修に進んでいない。

F 委員：追加資料8の③木造建築物耐震助成相談窓口件数について、令和5年度が646件とあり、職員が一日5件程度の相談があるということか。

建築安全係長：約5件である。4名の職員で対応している。

F 委員：耐震化率は上がっているという認識でよいのか。

建築安全係長：耐震化率は令和4年度末時点で94.8%であり、上がっている。

F 委員：葛飾区は進んでいるという認識でよろしいか。

建築安全係長：そのとおり。

E 委員：自分の家が危険だという人は診断出さないという流れがわかった。

本当に94.8%なのか。計算が怪しいとか疑ったことはないのか。

建築安全係主任：都の計算方法で出しているので妥当性はあると考える。

耐震化を希望しない人が残るという課題があるので、アプローチを検討している。

E 委員：耐震診断を10年前にした人は、診断済みに入っているのか。

建築安全係長：診断済みには入っているが、耐震化率94.8%には入っていない。

D 委員：残り6%は何戸あるのか。

建築安全係長：約12,000戸である。

B 委員：評価表の右上、予算及び決算に記載されている「▲249,231,000円」は、水戸街道道路の解体をしなかったことが理由だと前回聞いた。幹線道路や主要道路は、倒壊したものが重なってしまうと緊急の車が入れないので、早くやらないといけない。移動するために必要な道路は重点的に耐震を進める必要があるのではないか。

建築安全係長：都とも連携して、耐震化を促している。昨年、水戸街道や環七といった特定緊急輸送道路の解体が1件延びている。今年度から来年度にかけて実施していく。

その他メイン道路は一般緊急輸送道路と呼び、そういった家屋に対して、耐震を促すことをしているが、耐震改修がなかなか進まない現状である。

B 委員：個人の耐震化も大事だが、幹線道路も大事である。

大石委員：評価表の予算財源について、一般財源、国庫支出金、都補助の割合はどのように出ているのか。

建築安全係長：約3割出ている。

大石会長：なんの3割なのか。

建築安全係長：事業費である。

大石会長：逆算になるのか。

建築安全係長：そのとおり。

大石会長：執行額はいくらか。

建築安全係長：259,934,220円であり、区が建物所有者に対し、耐震を補助としてお支払いした額である。

大石会長：耐震診断は221,813,000円を建築士事務所協会に払い、160,000円の助成なのか。

建築安全係長：耐震診断は委託費37,481,240円である。耐震診断に加え普及啓発の額も入っているので、件数で割っても160,000円以上になる。

大石会長：補助金は実際に直した金額なのか。

建築安全係長：耐震設計・改修、建替え、除却等にかかった金額となる。

大石会長：3分の2は区からもらって、3分の1は、自費ということか。相対的な件数はどうか。

建築安全係長：234件である。除却が最大700,000円の助成であり、件数も一番多い。

A 委員：除却は解体費用の全額助成か。

建築安全係長：解体にかかった費用の2分の1助成で最大700,000円までである。

F 委員：解体費用が2,000,000円だったら、700,000円は区で助成するのか。

建築安全係長：そのとおり。

B 委員：改修は何件あるのか。

建築安全係長：昨年度は建替え79件、除却147件、耐震設計・改修8件である。

A 委員：前回、住宅やアパートがほとんど聞いたが、工場や木造の耐震基準に合わないものはどれくらい残っているのか。葛飾区で考えると多いのではないか。

B 委員：下駄ばき住宅は条件付きで助成があるらしい。

建築安全係長：わかる範囲で調べて、次回お示しする。

建築安全係主任：（資料提示は）難しいかもしれない。

大石会長：46万人が住む葛飾区において、令和5年度の耐震設計・改修、建替え、除却等の実績234件はごく一部である。この件数を増やしていくという、高い目標を出すべきではないか。

建築安全係長：そのとおり。

大石会長：耐震強化は、区民にとっても重要であり、区がお金出しても正当化できるものではないか。一般財源をもっと使っても、福祉と耐震は同項目ではないかと思っている。

C委員：評価表の成果・評価指標の実績で、助成件数は令和5年度で3,827件となっている。決算では234件になっている。3,827件から234件を引いた3,593件は、耐震シェルターを置いた人なのか。

建築安全係長：評価表の成果・評価指標の実績は累計になっている。令和5年度実績は3,827件、令和4年度実績は3,593件であり令和5年度から令和4年度を引くと234件となる。

C委員：承知した。耐震シェルターを設置した件数は出るのか。

建築安全係長：平成29年度から0件である。

C委員：耐震シェルターは耐震診断とセットでなくてもよいとのことだが、耐震シェルターがあるという広報活動が必要だと考える。

耐震診断160,000円を全額有料にするのはどうかという話があったが、個人としては無料でいいと思う。

我が家が危険という意識を持ってもらうため、診断費無料はやむを得ないと考える。

建築安全係長：耐震診断実施後、一定期間経過しても耐震化が進まない所有者に対し、毎年100件程度ダイレクトメールでアプローチをしている。今後は耐震シェルター周知も検討する。

E委員：耐震シェルターを置くということは、その人の命を守れるが、他の人たちは守れないのか。

建築安全係長：そのとおり。

耐震シェルターは安い費用ででき、命は守れるが、財産は守れないし、耐震化率も向上しない。そうしたこともあり、区では建物の耐震化に重きを置いて周知している。

B委員：1980年以前の旧耐震基準の人は高齢者世帯が多いので、特に改修しないといけない。補強を促す活動を何かしているのか。

建築安全係長：耐震シェルターの周知は控えめだったかもしれない。ダイレクトメールを送るとき、耐震シェルターもあることを周知していきたい。

D委員：民生委員として、災害時に見逃さない運動をしているが、全員は無理である。防災ベッドに寝ててくれれば、助け出せる。寝たきりの

方には必ずこういうものをつけてもらいたい。

町会の人も全員を助けるのは無理であり、そういった方面からもアプローチしていただけると良い。

建築安全係長：検討材料にしたい。

大石会長：社協との連携とはなにか。

建築安全係長：区有施設にパンフレットを置いている。

大石会長：置いているだけでは連携とは言わない。金銭面でも協力してやっていけるのではないか。

### 3 その他

大石会長：分科会の3回目、4回目に向けてどう議論していくべきか。

特に事業承継だが、議論していく部分はいかがか。耐震も具体的に詰めていかないといけない。命と生活にかかわるので、他区に先駆けてでもやっていくべきである。細かく議論していくべきである。

F 委員：事業承継は起業家の考え次第である。自分は2代目で父の背中を見て継ぐと思っていたが、そういう世代は自分の代で終わりである。第3世代になると、継がせないのがほとんどである。今継がせても儲からないし、仕方がない。それを区がやってくれても中小企業診断士の仕事をあっせんしているだけである。

大石会長：縦割りの部分があるから、ほかの企業と一緒に横並びでできることを評価として出していきたい。

C 委員：創業セミナーと連携したものと、事業承継のマッチング事業、若い人たちに葛飾区内の中小企業に興味を持ってもらい、継いでもいいな、やってみてもいいなと思う人を増やす提案ができれば良い。

A 委員：区としての補助は難しい。かといって事業をなくすのは難しい。

大石会長：事業承継というネーミングを残しながら形を整えていく方法を提案できれば良い。次回の2時間は民間建築物耐震診断・改修事業を議論したほうがいいのか。

B 委員：事業承継と耐震は同じくらい重たい問題である。

事業としての評価に関してはそんなに時間を取らなくてもいい。様々な予算を使っているが一つに集約し、シンクタンクの方の講演など良い。区内事業者を元気づけることが大事である。

大石委員：それも提案として入れる。

F 委員：事業承継は新しい方向を見つけてほしい。

起業支援は労働基準監督署でも実施しており、2年間正社員だと起業できるお金がある。知られてないのかもしれない。

- B 委員：プロフェッショナルがいなくなっている。経験を積まないと難しい。
- A 委員：昔は一筋何十年という職人が大勢いて事業として成り立っていた。  
これから先はそういう事業が成り立たない。収入が入ってこない。
- D 委員：地元で貢献したい若者が多い。職人のお話を小学校で聞く機会があれば良い。
- F 委員：ボランティアセンターを区で立ち上げて、そこに来たボランティアを、会社にやらせれば良いのではないか。

#### **4 事務連絡**

事務局より事務連絡

#### **5 閉会**